

放送サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

豊橋ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」という。）は、放送法の規定に従い、この放送サービス契約約款（以下「約款」という。）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 有線テレビジョン放送施設	当社が有線テレビジョン放送を行う為の機械、器具、電線その他の電气的設備
2 放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響および符号等を送信し、番組を視聴できるようにするサービス
3 加入契約	当社から放送サービスを受けるための契約
4 加入申込	加入契約の申込
5 加入申込者	加入申込をした者
6 加入者	当社と加入契約を締結した者
7 加入申込書	加入契約を申込み時に、加入申込者が当社に提出する書面
8 契約書面	加入契約締結時に、当社が加入者に発行する加入者の契約内容がわかる書面
9 引込設備	有線テレビジョン放送施設に接続された引込点（タップオフまたはクロージャーク）から加入者宅の保安器または光成端箱までに設置された引込線および機器
10 宅内設備	加入者宅の保安器または光成端箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、光放送端末、デジタルホームターミナルおよび付属品
11 デジタルホームターミナル	当社が貸与し、デジタル放送を受信する為に受信機に接続されたコンバーター
12 受信機	加入者宅内のテレビ受像機およびFM受信機
13 C-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ当社が貸与するカード
14 B-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ（株）ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが貸与するカード

第2章 加入契約

第4条 (契約の単位)

加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。

- 2 引込線1回線により複数世帯、複数企業が加入する場合には、原則として世帯、または各企業ごとに加入契約を締結するものとします。

第5条 (契約の成立)

加入契約は、加入申込者がこの約款を承認し、別に定める加入申込書に必要事項を記入・捺印のうえ申し込み、当社がこれを承諾した場合に成立するものとします。

2 当社は、次の場合には加入申込を承諾しないことがあります。

(1) 加入申込について、引込設備および宅内設備を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 加入申込について、引込設備を設置し、または保守することが著しく高額となるとき。

(3) 加入契約の申込みをした者が放送サービスの料金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 新城市内の加入申込は、新城市の光ファイバネットワーク整備事業引込工事申込手続き完了を前提とします。

第6条 (加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書に記載した事項について変更を希望する場合は、当社に届け出るものとします。

2 加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

第7条 (最低利用期間)

放送サービスの最低利用期間は、工事月を除く6ヶ月です。

2 加入者が前項の最低利用期間内に加入契約の解除を行なう場合、最低利用期間未達分の利用料相当額をお支払いいただきます。

第3章 放送サービスの内容

第8条 (放送サービスの種類)

当社は、定められた業務区域内で料金表に規定する種類の放送サービスを提供します。

2 放送サービスは、基本利用料でチャンネルをセット利用できるコースと、特別利用料によって個別に利用できるオプションチャンネルとがあり、それらの構成は別に定めるものとします。

3 当社は、チャンネルの内容、コースの構成等、放送サービスの内容を変更することができるものとし、加入者はこれを了承するものとします。

第9条 (オプションチャンネル)

加入者は、デジタルホームターミナルを使用するコースを利用する場合に限り、オプションチャンネルを利用することが出来るものとします。

2 オプションチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することが出来るものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。

第4章 放送サービスの休止等

第10条 (放送サービスの利用休止)

加入者は、デジタルホームターミナルを使用するコースを利用する場合に限り、当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。

- 2 前項の休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし、1回につき3ヶ月を限度とします。
- 3 デジタルホームターミナルの回収は行いません。
- 4 加入者は、デジタルホームターミナルの放送サービスの休止および再開に伴う費用と、休止期間中の施設利用料を負担するものとします。

第5章 工事および保守

第11条 (デジタルホームターミナル等の貸与)

当社は、加入者の加入契約内容に応じて、光放送端末、デジタルホームターミナルおよび付属品、C-CASカード、B-CASカード（以下「貸与機器類」という。）を貸与します。

- 2 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
- 3 加入者の故意、または過失により、破損または紛失した場合、加入者はその修理、補償に要する費用を当社へ支払うものとします。
- 4 加入者は解約の場合、直ちに貸与機器類を当社に返却するものとします。
- 5 加入者は当社が認める場合を除き、デジタルホームターミナルの交換を請求できません。また、当社が認め交換する場合であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。
- 6 デジタルホームターミナルの通信機能は、当社の提供するサービスの範囲外とし、通信機能を利用する場合、加入者の責任において行うものとします。

第12条 (C-CASカード)

当社は、C-CASカードを必要とするデジタルホームターミナルを使用する加入者に対して、C-CASカードを貸与するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求できるものとします。

- 2 当社は、C-CASカードへのデータ追加、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害および利益損失については、加入者が賠償するものとします。

第13条 (B-CASカード)

当社は、デジタルホームターミナルを使用する加入者に対して、B-CASカードを配布します。

- 2 B-CASカードに関する取扱いについては、(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第14条 (引込設備、宅内設備の設置)

加入者は、引込設備の設置に要する費用を負担するものとし、当社は、引込設備を所有するものとします。

- 2 加入者は、宅内設備の設置に要する費用を負担するものとし、貸与機器類を除く宅内設備を所有し、維持管理するものとします。
- 3 共同住宅等の共聴施設により放送サービスの提供を受ける加入者については、別途協議するものとします。
- 4 当社が放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社、または当社の指定する業者が行うものとします。

第15条 (施設の維持管理)

当社は、有線テレビジョン放送施設および引込設備について、維持管理責任を負うものとします。

- 2 当社は、加入者から当社が提供する放送サービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合、これを調査し必要な措置を講じるものとします。異常の原因が加入者の所有する施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。
- 3 加入者の故意または過失により引込設備、宅内設備、B-CAS カード、C-CAS カードに障害が起きた場合、加入者は、その設備の修復に要する費用を負担するものとします。
- 4 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「B-CAS カード使用許諾約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなされます。

第16条（放送サービスの変更、中断）

当社は、次の場合には放送サービスの提供を変更または中断することがあります。

- (1) 有線テレビジョン放送施設の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (2) 天災事変その他の非常事態または緊急事態等、やむを得ない事由が発生した場合、または発生する恐れがある場合。
 - (3) その他の事情により変更または中断せざるを得ない場合。
- 2 当社は、放送サービスの内容変更または中断の場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。但し、緊急時またはやむを得ない場合にはこの限りではありません。

第17条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り引込線および貸与機器類の設置場所を変更できるものとします。

- (1) 変更先が同一敷地内の場合。
 - (2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、当該変更工事が技術的に可能な場合。
- 2 加入者は、前項の規定により貸与機器類の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。また、変更の工事は当社、または当社の指定する業者が行うものとします。
 - 3 加入者は、設置場所の変更に要する費用を負担するものとします。

第18条（設置場所の無償使用等）

当社は、施設設置のため、加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等を、加入者了承のうえ、必要最小限において無償で使用できるものとします。

- 2 加入者は、当社、または当社の指定する業者が施設の設置、検査、修理等を行うため、加入者の所有、または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りを必要とする場合、便宜を供与するものとします。
- 3 加入者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときには、加入者は責任を持って解決するものとします。

第6章 料金等

第19条（加入金等）

加入者は、料金表に定める加入金および引込工事負担金（以下「引込工事費」という。）、宅内工事費を、当社へお支払いいただきます。

- 2 当社は、放送サービスの提供にあたって特別な施設建設を要する場合、別途、負担金を定めることがで

きるものとします。

- 3 支払われた加入金、引込工事費および宅内工事費は、次の場合に限り全額を払い戻します。
 - (1) 当社のサービス提供が開始される日までの間に、加入申込者から申込みの撤回、または当該加入契約の解除の申し出があった場合。
 - (2) 加入契約成立の日から、当社のサービス提供が開始される日までの間に、天災地変等の非常災害により、加入者から解約の申し出があった場合。
 - (3) 加入契約成立の日から、当社のサービス提供が開始される日までの間に、転居その他の事由により、加入者から解約の申し出があった場合。
- 4 前項の規定に関わらず加入契約後、引込工事、宅内工事等を完了済み、または着工済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第20条 (利用料金)

加入者は、料金表に定める基本利用料金およびオプションチャンネル利用料金等の料金を、当社へお支払いいただきます。

- 2 第1項の料金には、放送法に基づくNHKの放送受信料および衛星放送受信料、株式会社WOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まれていません。
- 3 当社は、地域および期間並びに放送サービスの種類を限定した利用料金を設定する場合があります。
- 4 当社は、社会情勢の変化、提供するサービス内容の変更により、利用料金の改定をすることがあります。この場合、改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

第21条 (料金の計算と請求)

基本利用料金は、暦月単位に計算し、当月、加入者に請求します。利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。但し、サービス利用開始月は、料金表に定める場合を除き宅内工事完了日の翌日からの日割り計算によりお支払いいただきます。

- 2 オプションチャンネル利用料金は、暦月単位に計算し、当月、加入者に請求します。利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。
- 3 当社は、第8条に定めるすべての放送サービスを1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、その月の基本利用料金およびオプションチャンネル利用料金を無料とします。
- 4 当社は、加入金、引込工事費および宅内工事費、第23条第3項に定める延滞金その他の債務が発生した場合、これを第1項の基本利用料金に合算して加入者に請求します。

第22条 (料金の支払)

加入者は、当社が請求した金額の総額を金融機関自動振替もしくはクレジットカードによる決済により、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

- 2 当社は、原則として、請求書、領収書の発行を行わないものとします。
- 3 加入者が、料金の支払いを支払期日より遅延した場合、当該加入者は、支払期日の翌日から支払いの日まで、年利14.5%の延滞金を当社が定める方法により支払うものとします。
- 4 料金が2ヶ月以上支払われない場合、当社は当該加入者との加入契約を解約することができるものとします。

第23条（権利の譲渡および地位の継承）

当社は、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合には、この限りではありません。

- 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の総ての義務を継承するものとします。
- 3 相続または法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人または、合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。
- 4 権利の譲渡および地位の継承に伴い、当社が貸与する機器類の設置場所の変更を行う場合、第17条を準用します。また、加入申込書の記載内容に変更がある場合は、第6条を準用します。

第8章 雑則

第24条（放送サービスの上映および頒布の禁止）

当社は、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、またはその複製物等を頒布することを禁止します。

第25条（不正利用の禁止）

当社は、加入者がこの約款に定める正規の使用方法以外の方法により放送サービスを不正に受けること（以下「不正視聴」という。）を禁止します

- 2 当社は、未加入者が放送サービスを無断で受けること、および加入者がオプションサービス利用料金を支払わずにオプションチャンネルの放送を無断で受けること（以下「無断視聴」という。）を禁止します。
- 3 当社は、不正視聴および無断視聴を確認した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

第26条（貸与機器類に関する禁止事項）

当社は、加入者が貸与機器類を他人に貸与、質入れ、譲渡すること、または複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

- 2 当社は、加入者が前項に違反したと認めた場合、加入契約を解除し、貸与機器類の返還請求ができるものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。また、期間を経過して貸与機器類の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求できるものとします。

第27条（加入者の義務違反による停止および解除）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送サービスの提供を停止または加入契約を解除することができるものとします。

- (1) 加入金、利用料金、工事費、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。
- (2) 加入者がこの約款の規定に違反した場合。

第28条（損害賠償）

当社および加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

第29条（免責事項）

当社は、第16条第1項に関わる損害賠償請求には、一切応じません。

- 2 当社は、加入者所有施設に起因する事故等が発生した場合、その責任を一切負いません。

第30条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の20日以前に当社に届け出るものとします。

- 2 解約に伴う撤去費用は、加入者が実費にて負担するものとします。

第31条（契約終了時の処置）

当社は、加入契約が終了する場合、引込設備、貸与機器類を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有または占有する家屋、敷地、構築物などの復旧や当社設備を利用しないテレビジョン放送受信設備の設置を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、引込設備、貸与機器類の撤去に要する費用は、加入者が負担するものとします。

- 2 加入者は、加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を、加入契約の終了の日までに支払うものとします。
- 3 当社は、加入契約が終了する場合であっても、加入金は返還しないものとします。
- 4 本条第1項の定めにかかわらず、新城市内の引込設備は、原則として撤去しないものとします。

第32条（初期契約解除制度）

加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面を受領日より遅いときは当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、初期契約解除を行う旨の書面（以下「初期契約解除書面」という。）を当社に提出することにより有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」という。）。

- 2 初期契約解除の効力は前項の初期契約解除書面を加入者が発した時に生じます。
- 3 第1項の初期契約解除書面には、申込みを撤回する旨に加え、解除するサービスの名称、契約日または申込日、契約者氏名・住所を明記し、当社に提出いただきます。なお、郵送の場合、当該書面を会社が受理したときに初期契約解除制度の効力が生じます。（当該書面の郵便に付された消印日が第1項に定める初期契約解除期間を超過している場合、当該書面は受理されません。）
- 4 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を当社より請求されることはありません。
 - （1）書面解除までの期間において加入者が提供を受けたサービスの利用料金及び加入金
 - （2）既に工事が実施された場合の宅内撤去工事費 3,000円（税込3,240円）
 - （3）既に工事が実施された場合の引込線撤去工事費 5,000円（税込5,400円）
 - （4）第19条2項によって生じた工事を既に終えている場合の負担金
- 5 加入者が有料放送の役務の提供契約につき書面解除を行った場合、当該契約に関して当社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した残金を加入者に返還するものとします。
なお、初期契約解除の効力が生じた場合、第19条4項は適用されません。

第33条（協議事項）

この約款に定めのない事項またはこの約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

第34条（約款の改定）

当社はこの約款を総務大臣に届け出た上改定することがあります。

附則 この約款は、平成29年3月10日より施行します。

料 金 表

1. 加入金

項目	金額	摘要
加入金	10,000 円 (税込 10,800 円)	加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2 台目以降の加入金は、無料です。

2. 工事費

項目	金額
引込工事費	【豊橋・田原】実費 【新城】新城市施工（新城市より請求）
宅内工事費	実費
その他の工事費	実費
撤去工事費	実費

3. 利用料金

種類	料金（月額）	摘要
基本 利用 料金	1) プレミアムコース 4,600 円 (税込 4,968 円)	デジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。
	2) デラックスコース 4,200 円 (税込 4,536 円)	デジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。
	3) 劇スポコース 3,800 円 (税込 4,104 円)	デジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。
	4) シンプルコース 3,300 円 (税込 3,564 円)	デジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。
	5) BS プラスコース 2,000 円 (税込 2,160 円)	デジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます
	6) ティーズコース（同軸サービス） ティーズ・BS コース（光サービス） 800 円 (税込 864 円)	※日割計算は行いません。

追加利用料	1) プレミアムコース増設	1 台につき 2,800 円 (税込 3,024 円)	プレミアムコース利用者のみご利用いただけます。
	2) デラックスコース増設	1 台につき 2,400 円 (税込 2,592 円)	プレミアムコース・デラックスコース利用者のみご利用いただけます。
	3) 劇スポコース増設	1 台につき 2,000 円 (税込 2,160 円)	プレミアムコース・デラックスコース・劇スポコース利用者のみご利用いただけます。
	4) シンプルコース増設	1 台につき 1,500 円 (税込 1,620 円)	プレミアムコース・デラックスコース・劇スポコース・シンプルコース利用者のみご利用いただけます。
	5) BSプラスコース増設	1 台につき 1,200 円 (税込 1,296 円)	プレミアムコース・デラックスコース・劇スポコース・シンプルコース・BSプラスコース利用者のみご利用いただけます。
	6) 楽録 (HDD 内蔵ホームターミナル)	1 台につき 500 円 (税込 540 円)	プレミアムコース・デラックスコース・劇スポコース・シンプルコース・BSプラスコース利用者のみご利用いただけます。
	7) 楽録ブルーレイ (ブルーレイ・HDD 内蔵ホームターミナル)	1 台につき 1,000 円 (税込 1,080 円)	プレミアムコース・デラックスコース・劇スポコース・シンプルコース・BSプラスコース利用者のみご利用いただけます。
	8) ケーブル緊急地震速報 専用端末	1 台につき 300 円 (税込 324 円)	ティーズコース以上の利用者のみご利用いただけます。(同軸サービス) ティーズ・BS コース以上の利用者のみご利用いただけます。(光サービス)
	9) ケーブル緊急地震速報 無線子機	1 台につき 200 円 (税込 216 円)	ケーブル緊急地震速報(専用端末)利用者のみご利用いただけます。
オプションチャンネル	1) スターチャンネル1 スターチャンネル2 スターチャンネル3	2,300 円 (税込 2,484 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	2) 衛星劇場 HD	1,800 円 (税込 1,944 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	3) 東映チャンネル HD	1,500 円 (税込 1,620 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	4) グリーンチャンネル HD グリーンチャンネル 2 HD	1,200 円 (税込 1,296 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	5) レジャーチャンネル	980 円 (税込 1,058 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	6) フジテレビ NEXT	1,200 円 (税込 1,296 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	7) レインボーチャンネル	2,300 円 (税込 2,484 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	8) パラダイステレビ	2,000 円 (税込 2,160 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	9) パラダイステレビ・ レインボーチャンネル	2,690 円 (税込 2,905 円)	デジタルホームターミナル1台につき
	10) SPEED チャンネル	900 円 (税込 972 円)	デジタルホームターミナル1台につき

11) J SPORTS 4 HD	1,300 円 (税込 1,404 円)	デジタルホームターミナル1台につき
12) テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ	600 円 (税込 648 円)	デジタルホームターミナル1台につき
13) V☆パラダイス	700 円 (税込 756 円)	デジタルホームターミナル1台につき
14) KNTV HD	2,500 円 (税込 2,700 円)	デジタルホームターミナル1台につき
15) Mnet HD	2,300 円 (税込 2,484 円)	デジタルホームターミナル1台につき
16) 日本映画専門チャンネル HD	700 円 (税込 756 円)	デラックスコース・シンプルコース・BSプラス【音楽・アニメ】コース・BSプラス【ドラマ】コース利用者のみご利用いただけます。 デジタルホームターミナル1台につき。
17) 時代劇専門チャンネル HD	700 円 (税込 756 円)	シンプルコース・BSプラス【音楽・アニメ】コース・BSプラス【ドラマ】コース利用者のみご利用いただけます。 デジタルホームターミナル1台につき
18) 日経CNBC	900 円 (税込 972 円)	劇スポコース・BSプラスコース利用者のみご利用いただけます。 デジタルホームターミナル1台につき。
19) 日テレジータス HD	900 円 (税込 972 円)	BSプラスコース利用者のみご利用いただけます。 デジタルホームターミナル1台につき
20) アニマックス HD	739 円 (税込 798 円)	BSプラス【ドラマ】コース・BSプラス【映画・ドキュメンタリー】コース利用者のみご利用いただけます。 デジタルホームターミナル1台につき
21) J SPORTS 4CHセット	2,286 円 (税込 2,469 円)	BSプラスコース利用者のみご利用いただけます。 デジタルホームターミナル1台につき

4. 諸手数料

項目	金額
デジタルホームターミナルの 放送サービス休止の手数料	500 円 (税込 540 円)
故障点検・補修費	実費

5. その他

項目	内容
その他	当社が設置した端末接続装置の電気料は、契約者の負担とします。
新城市引込設備	新城市における引込設備は、当社と新城市とのIRU契約により所有します。

* ご注意

- ① 基本利用料金には、オプションチャンネルの利用料金、株式会社 WOWOW の有料放送サービス利用料金、NHK 受信料およびNHK 衛星受信料は含まれておりません。
- ② 加入金、工事費は、割引することがあります。

附則

この料金表は、平成 30 年 5 月 1 日より適用します。